

熊本市駐車場適正配置検討委員会の公募委員の選考に関する要綱

制定 平成31年 3月12日都市政策部長決裁
改正 平成31年 4月10日都市整備景観課長決裁
改正 令和 3年 4月 6日市街地整備課長決裁
改正 令和 4年 4月19日市街地整備課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市駐車場適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、1人とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、熊本市駐車場適正配置検討委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には市街地整備課長を、委員には委員長の指名する交通企画課及び建築指導課から各1名の者をもって充てる。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募方法に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、市街地整備課とする。

(選考手続)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考は、別紙に定める選考基準の各審査項目について5段階で評価し、平均3点（以下「基準点」という。）以上かつ上位の者から選定する。

2 応募者がいずれも基準点に達しない場合は、候補者を選定しないものとする。候補者が委員の就任を辞退し、他に基準点を満たす者がいなくなったときも同様とする。

(選考後の手続)

第9条 委員長は、候補者を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の候補者に対し、当該委員会の委員就任についての同意を得るものとする。

3 前項の候補者が辞退した場合は、次の点の者を候補者として繰り上げるものとする。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。

4 市長は、前3項の手続の後、同意を得た候補者を委員として任用するものとし、他の応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年4月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年4月19日から施行する。

選 考 基 準

1 選考方法

- (1) 800字以内の作文による選考
テーマ「安全で快適に歩きやすいまちなかの実現に向けた駐車場のあり方」
- (2) 面接

2 審査項目

審査項目は以下のとおりとし、作文の内容と面接内容を併せて総合的に判断する。

項目	評価結果	点数
(1)理解度	・本市の将来交通計画について理解がある	5
(2)訴え度	・本市の交通特性や現状認識を踏まえた具体的な意見や提案がある	5
(3)公平性	・考え方や意見に偏りが無い	5
(4)熱意	・当該委員会に参画することへの意欲がある	5

3 評価方法

各審査項目について、次に掲げる5段階で評価する。

点数	評価結果
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

4 基準点

全審査項目の評価点の平均点3点とする。

5 選考

基準点以上で、点数上位の者から募集人員と同数の者を候補者とする。

選考された候補者において、同じ点数の者が2以上いる場合は、審査項目（1）、（2）、（3）、（4）の順に項目毎の点数が高いものを選考する。